独立行政法人鉄道建設 • 運輸施設整備支援機構物流出資業務基準

令和6年10月8日 機構規程第21号 改正 令和 7年3月21日 機構規程第52号

物資の流通の効率化に関する法律(平成 17 年法律第 85 号。以下「法」という。) 第 23 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)が、認定総合効率化計画に基づく物流施設(法第 4 条第 3 号に規定する流通業務施設をいう。)又は物流 DX・物流 GX 関連設備(法第 4 条第 1 号に規定する流通業務の DX(デジタルトランスフォーメーション)及び GX(グリーントランスフォーメーション)に資する設備(車両を含む。)をいう。)の整備に必要な資金の出資(以下「物流出資」という。)を行うに当たって従うべき基準(以下「業務基準」という。)を、次のとおり定める。

(目的)

第1条 この業務基準は、機構が、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法 (平成14年法律第180号)第13条第1項第10号の規定に基づき、法第23条第1 項第1号に掲げる業務を行うに当たって従うべき基準を定め、もってその業務の適 正な運営を図ることを目的とする。

(物流出資)

- 第2条 機構は、法第4条第2号に規定する流通業務総合効率化事業を推進するため、法第23条第1項第1号の規定に基づき、物流出資を行う。
- 2 機構は、前項の物流出資が公的資金の活用であることに鑑み、政策目的に沿って 効率的に運営することとする。
- 3 機構は、出資に必要な組織体制を構築し、出資に関する業務を担当する者は、業 務上求められる知見・知識を有することとする。

(対象事業)

- 第3条 物流出資の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものと する。
 - 一 認定総合効率化計画に基づく物流施設又は物流 DX・物流 GX 関連設備の整備 のうち一定の規模以上のものを行う事業であり、当該事業の円滑な推進のため、 出資の必要性が高いものと認められること。

- 二 事業計画等に基づき、客観的な需要予測を含むデューデリジェンスにより、中 長期的な収益が見込まれること。
- 三 一定の時期において、機構が保有する対象事業者の株式等の譲渡その他の方法 による資金回収が可能となる蓋然性が高いこと。
- 四機構による出資が民間事業者の行う出資を補完するものであること。

(対象事業者)

- 第4条 物流出資の対象者は、前条第1号に規定する物流施設又は物流 DX・物流 GX 関連設備の整備・運営を行う株式会社に限ることとする。
- 2 物流出資の対象者は、公的な資金による出資を受けることに鑑み、物流出資に 係る事業(以下「出資対象事業」という。)を効率的・効果的かつ確実に実施する 経営体制を確保する等、適切な経営責任を果たすことが見込まれる者とする。

(出資条件等)

- 第5条 機構は、出資額その他の出資条件について、資金回収が可能となる蓋然性 が高い内容とする。
- 2 物流出資の額は、出資対象事業に対する民間事業者の出資額の合計額を超えないものとする。加えて、機構が単独で最大出資者にならないものとする。
- 3 出資の形態は、株式の取得の方法により行うことを原則とする。
- 4 保有する株式等を譲渡等する時期については、サービス開始から概ね 10 年後を ひとつの目安とするが、案件ごとの各々の事情に応じて個別に判断するものとす る。

(審査・決定)

- 第6条 機構は、物流出資の申込みがあった場合は、第3条及び第4条に掲げる要件の全てを満たすものであることについて審査の上、出資条件を設定し、第9条第1項に規定する第三者委員会の意見を踏まえ、物流出資を行うか否かを決定するものとする。
- 2 機構は、物流出資を行うに当たっては、その都度国土交通大臣と協議を行い、 同意を得るものとする。

(資金回収の蓋然性の評価等)

- 第7条 機構は、物流出資を実行した後、原則として年2回、物流出資を受けた事業者(以下「出資対象事業者」という。)に対して必要な書類の提示を求め、出資期間中における出資対象事業の進捗状況、出資対象事業者(その他必要な者を含む。)の財務の健全性等を確認し、出資対象事業が適切に遂行されるよう努めるとともに、資金回収の蓋然性の評価を行うものとする。
- 2 機構は、前項に定める出資対象事業の進捗状況等については、国に対し、適時適切に説明を行うものとする。

- 3 機構は、第1項に定めるほか、出資対象事業の実施及び出資対象事業者(その他必要な者を含む。)の財務状況等に重大な影響を及ぼす事象の発生を認めた場合又はその発生のおそれがあると認めた場合には、出資対象事業者に対して当該事象の内容について、必要書類の速やかな提示を求め、出資対象事業の進捗状況、出資対象事業者(その他必要な者を含む。)の財務の健全性等を確認し、出資対象事業が適切に遂行されるよう努めるとともに、資金回収の蓋然性の評価を行うものとする。
- 4 機構は、第1項及び前項の結果、資金の回収に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めた場合には、第9条第1項に規定する第三者委員会の意見を踏まえ、事業計画等の見直しを出資対象事業者に求めるとともに、出資対象事業者及び第三者への保有株式売却その他の措置の必要性等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 5 機構は、出資を通じて得られる総収入額が、機構の出資期間全体で必要な総支 出額を上回るように、事業年度毎に進捗状況や収益性を適宜評価しつつ、長期収 益性を確保するよう努めるものとする。

(関係機関等との連携)

第8条 機構は、物流出資の決定、物流出資実行後における資金回収の蓋然性の評価等、資金の回収の各段階において、国土交通省その他の公的機関及び関係する 民間金融機関等との連携を図るものとする。

(第三者委員会の意見聴取)

- 第9条 機構は、物流出資の適正な運営を確保するため、外部有識者から構成される第三者委員会を設置する。
- 2 機構は、第6条第1項の決定に当たっては、申込みのあった事業の事業計画等 について第三者委員会の意見を聴取するものとする。
- 3 機構は、出資対象事業に係る進捗状況の把握・評価の結果につき、定期的に第 三者委員会に報告を行い、意見を聴取するものとする。
- 4 機構は、物流出資を実行した後、資金の回収に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めた場合には、事業計画等の見直し、出資対象事業者及び第三者への保有株式売却その他の措置の必要性等について、第三者委員会の意見を聴取するものとする。
- 5 機構が保有する対象事業者の株式等を譲渡等する際には、事前に第三者委員会 に報告を行い、意見を聴取するものとする。
- 6 第三者委員会の構成及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

附則

この業務基準は、国土交通大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則(令和7年3月21日機構規程第52号)

この業務基準は、令和7年4月1日から施行する。